

感染リスク回避の条件整備を求める

～ 「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する申し入れ書（第3次）を提出 ～

昨日、県教委は県立高校と県立特別支援学校の臨時休校について、5月10日までとしていたこれまでの予定を5月31日までに再延長すると発表しました。

これを受けて、高教組は5月1日に新たな(第3次)申し入れ書を作成し、県教委に提出しました。



2020年5月1日

静岡県教育委員会
教育長 木苗 直秀 様

静岡県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 深田 祐文

「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する申し入れ（第3次）

新型コロナウイルスへの対応にご尽力いただいていることに敬意を表するとともに、高教組の申し入れを受けて、具体的かつ迅速に対応いただいていることに感謝いたします。

昨日、県教委は県立学校の臨時休校を5月31日まで再延長すると発表しました。学校再開に向けての条件整備を進めると同時に、休業措置の延長によって生じる課題解決も併せてすすめることが必要となっています。

4月15日の申し入れ後、さらなる具体的な対応を求める学校現場の声を集約し、下記の事項を要請します。

言 己

1、生徒と教職員のいのちと健康を守ることを第一とすること。

- (1) 県教委の責任において感染リスク回避の条件整備を十分に行うこと。生徒の登校、教職員の出勤のルールの判断は現場の実態、実情を把握したうえで県教委が適切に行うこと。
- (2) 学校再開後の感染リスク回避のため以下のことを行うこと。また、これらの対策が十分に整うまでは、学校を再開しないこと。
 - ① 生徒・教職員用のマスク、消毒液（噴射器）、体温計などを十分に確保すること。
 - ② その他、感染リスク回避のために学校現場から要望のあった物品を至急購入すること。
 - ③ 保健室内での感染を防止するため、発熱等で早退する生徒が保護者の迎えを待つ待機場所を保健室とは別に確保すること。
 - ④ 教室内の過密な状況を解消して感染リスクを下げるため、少人数指導が可能となるような条件整備を行うこと。
 - ⑤ スクールバス通学の過密状態を解消するため、バスの増便や添乗員の確保を行うこと。
- (3) 直前の通知によって、学校現場を混乱に陥れることがないように、学校を再開するか休校を延長するかの決定を早期に行うこと。
- (4) 臨時休校により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はないとする文科省の通知、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。

2、生徒への対応

- (1) 教育の機会均等の原則に立ち、すべての学校のすべての生徒が平等、公平に学習権と進路を保障され、十分なこころのケアが行われるよう必要な条件整備を行うこと。
臨時休校期間中、家庭との連絡に必要な通信費、課題や連絡文書の郵送費などを予算措置すること。

- (2) オンライン授業の実施に必要な条件整備をどの学校にも平等、公平に行うこと。ウェブ環境の整っていない生徒には機器の貸し出しや財政的な支援を行うこと。
- (3) 3月以降の休校による学習の遅れを手当てするため、学校再開後は授業を行う時間の確保を最優先とすること。教職員が生徒と向き合う時間を確保するため、つぎの措置をとること。
 - ① 授業を行う時間を奪う県教委主催の事業（行事）や出張（会議、研修）の実施はとりやめること。
 - ② 教職員が生徒と向き合う時間を奪う調査、報告は大幅に削減すること。
 - ③ 学習の遅れを補うための授業、学習指導、感染リスク回避のための少人数授業ができるだけの教員数を確保すること。
 - ④ 授業時間不足の補充のための7、8月の授業を想定するならば、普通教室のエアコン設置計画を前倒しで進めること。
- (4) 部活動の再開にあたっては、児童生徒のいのちと健康・安全の確保、学習保障、また、教職員が感染防止対策に集中できるような観点を貫き、慎重な判断をするよう関係団体に強く要請すること。
- (5) 生徒・保護者に必要な経済的な支援を行うこと。
 - ① 就学支援金を滞りなく支給し、奨学のための給付金を一刻も早く給付すること。また、保護者の経済状況の悪化に即応して、緊急の申請手続きを速やかに進められるよう配慮すること。
 - ② 働きながら定時制に通う生徒の就学援助を経済情勢の悪化に即応して弾力的に運用すること。
 - ③ 未使用分の通学定期について返金や有効期限の延長などの特例措置を行うよう鉄道・バス会社に要請すること。
- (6) 生徒の進路を保障するため、関係機関への働きかけを行うこと。
 - ① 求人期間、応募前見学、願書受付、就職試験開始日などを、感染の拡大・終息の状況に応じて生徒の不利にならないよう、時期を変更すること。
 - ② 公務員試験の日程についても時期を延期すること。
 - ③ 大学等の奨学金制度申請について、申請時期を延長するよう日本学生支援機構に要請すること。

3、教職員への対応

- (1) 教職員のサービスの取り扱いを教職員のいのちと健康を守ることができるものとする。
- (2) 職員室の密集・密接・密閉を解消するために必要な設備、備品を揃えること。
- (3) 保健室で体調の悪い生徒に対応する養護教諭の感染リスクを回避するために必要な措置をすべて行うこと。
- (4) 教職員の在宅勤務をしやすくするためのテレワークの環境を整えること。自宅のパソコンで仕事をすることを可能にするため、電子データの学校からの持ち出しと、学校への持ち込みについて、現場の実情に合ったルールをつくり、必要な設備、備品を購入すること。
- (5) 当面、勤務時間の割り振り変更などによる教職員の時差出勤を推進すること。
- (6) 休校中の子の世話をしなければならない場合の職務専念義務免除を拡大し、事情のある孫や通所介護施設等に通えない親の世話などにも適用すること。
- (7) 自宅での「職専免研修」を取りやすくすること。
- (8) 休校中の会計年度任用職員の収入を保障すること。
非常勤職員については、年次有給休暇以外の有給休暇扱いを継続すること。
- (9) 教職員の負担を減らし、教員免許保持者を確保するためにも、教員免許更新制度を廃止すること。
少なくとも今年度の更新講習受講対象者の更新期限を1年以上延期することを緊急に国に要請すること。
- (10) この機会を奇禍として「1年単位の變形労働時間制」導入をすすめることは断じてしないこと。

以上